

人材紹介に関する契約書

日本メックス株式会社首都圏北部統括支店（以下「甲」という）と株式会社ニッソウ（以下「乙」という）とは、甲が採用する人材の紹介に関し、下記のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材にかかる紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じ必要な人材を紹介する。

（労働条件の明示）

第2条 甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する人材に係る労働条件（職業安定法第5条の第3項に定める事項を含む）を乙に書面により明示する。ただし、乙が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

（人材の紹介）

第3条 乙は、前条の労働条件及び甲が当該労働条件として明示した職務要件（以下、「求人条件」という）に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に前条の労働条件を書面により明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。但し、当該人材が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

（選考・採用）

第4条 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件等に基づき採用を決定する。
この場合、乙は甲に必要な助言を行う等、選考・採用が円滑に行われるよう支援を行う。

（紹介手数料）

第5条 甲は、乙が実施した人材紹介の対価（以下「紹介手数料」という）として、乙が甲に紹介した人材が甲に採用された場合、甲は乙に以下のとおり紹介手数料を支払うものとする。
紹介手数料には消費税を加算するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

（1） 紹介手数料について

本人の理論年収（賞与を含む）の30%とする。

ただし、人材紹介者が1年度（入社日が4月1日～翌年3月31日）において20人を超えた場合は、超えた部分の紹介者については20%とする。

理論年収とは

① 理論年収＝月額固定給×12ヶ月＋（賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月額）

ただし、月額固定給＝基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他毎月固定で支払われる諸手当とし、通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当は含まない。

② 年俸制の場合は、年俸を理論年収とする。

(2) 支払時期について

入社日から30日以内に、乙の指定した銀行口座に振り込むものとする。

(紹介手数料の返還)

第6条 採用決定者が甲に入社後、本人の都合又は甲の就業規則に基づく懲戒解雇によって退社に至った場合、乙は甲に次のとおり人材紹介料を返還するものとする。

入社後1ヶ月以内に退社：紹介手数料の70%

入社後3ヶ月以内に退社：紹介手数料の50%

ただし、採用決定者の責めに因らない解雇・退職・死亡、病気など不測の事態による場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

(秘密の保持)

第7条 甲および乙は、本契約に関して知り得たまたは開示された相手方の機密に属する情報を、厳重かつ適正に管理のうえ、本契約の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。ただし、法令または司法機関若しくは行政機関の強制力を伴う命令、要求または要請に基づき、当該情報の開示を求められた場合には、この限りではない。

2. 前項に定める守秘義務は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

(1) 知り得た時点で既に公知であった情報

(2) 知り得た時点で既に自己が保有していた情報

(3) 知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 知り得た後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

3. 甲は、候補者の同意を得て乙より提供された候補者個人に関する情報（以下単に「個人情報」という）を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示・提供・漏洩してはならないものとする。

(管轄権に関する合意)

第8条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(反社会的勢力の排除)

第9条 本契約の締結において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

(3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(契約解除)

第10条 前条の表明に関して虚偽の申告をし、又は前条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。

契約の解除が行われた場合、前条の表明に関して虚偽の申告をし、又は前条の確約に違反した当事者は、解除を行った相手方に対して損害賠償を請求できないものとする。

(契約の有効期間)

第11条 本契約の有効期間は令和5年1月1日より令和6年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、さらに1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

(疑義事項)

第12条 本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

この契約締結の証として本証2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

令和4年12月1日

(甲) 埼玉県さいたま市大宮区仲町2-60
日本メックス株式会社
首都圏北部統括支店長 大出 幸司



(乙) 茨城県つくば市遠東916番地4
株式会社ニッソウ
代表取締役社長 武田 和弘

